

都市計画法第 34 条各号に該当する必要図書

1 「法第 34 条第 1 号」の必要書類

公益施設

- ◆ 開発説明書（申請に係る建築物が当該地において居住者の日常生活上必要であることの説明）
- ◆ 立地及びその規模についての彦根市の意見書
- ◆ 地元自治会等への周知・理解に係る書面
- ◆ 建物配置図、各階平面図、建物立面図（ $S=1/100\sim 1/500$ ）
- ◆ 業務内容（作業内容等）説明書
- ◆ 申請人の資格、免許等の書面
- ◆ その他市長が必要と認める書類

公益施設以外

- ◆ 開発説明書（申請に係る建築物が当該地において日常生活上必要であることの説明）
- ◆ 地元自治会等への周知・理解に係る書面
- ◆ 建物配置図、各階平面図、建物立面図、店舗施設配置図（ $S=1/100\sim 1/500$ ）
- ◆ 業務内容（商品名、作業内容等）説明書
- ◆ 申請人の資格、免許等および商取引業者との関係書面
- ◆ その他市長が必要と認める書類

2 「法第 34 条第 2 号」の必要書類

- ◆ 開発説明書（資源の利用上開発が必要であることの説明、利用目的、利用方法、利用対象、規模等を記入のこと。）
- ◆ 資源の埋蔵分布等の状況を示す図面（ $S=1/2, 500$ ）（同種の施設がある場合は、その分布を記入のこと。）
- ◆ 施設の配置図、平面図（ $S=1/100\sim 1/500$ ）
- ◆ 申請人の職業、資格、免許等関係書面
- ◆ その他市長が必要と認める書類

3 「法第 34 条第 3 号」の必要書類

現在、政令未制定であるため、事実上運用はあり得ない。

4 「法第 34 条第 4 号」の必要書類

- ◆ 開発説明書（利用目的、利用方法、利用対象、規模等を記入のこと。）
- ◆ 生産地との関係、取引量等に関する書面
- ◆ 建物の配置図、各階平面図（ $S=1/100\sim 1/500$ ）
- ◆ その他市長が必要と認める書類

5 「法第 34 条第 5 号」の必要書類

対象となる具体的な施設は、地域特産物展示販売施設、農林業体験実習施設等である。

6 「法第 34 条第 6 号」の必要書類

- ◆ 開発説明書（事業の概要を説明する書類）
- ◆ 県国等からの一体助成を受けることを証する書面
- ◆ 中小企業の共同化または集団化に寄与することの証明書
- ◆ 全体計画図（ $S=1/500$ ）

都市計画法第 34 条各号に該当する必要図書

- ◆ 建物配置図、平面図（S=1/100～1/500）
- ◆ その他市長が必要と認める書類

7 「法第 34 条第 7 号」の必要書類

- ◆ 開発説明書（当該申請地での立地により、事業活動の効率化が図られることを具体的に説明するとともに業務内容も具体的に記載のこと。）
- ◆ 既存工場に関する調書（業種、業態、工程、原料、製品名）
- ◆ 申請工場に関する調書（業種、業態、工程、原料、製品名）
- ◆ 両工場間の取引高および全体との比率調書
- ◆ 原材料、製品等に関する輸送計画
- ◆ 周辺状況図（既存工場、申請工場の位置）（S=1/2, 500）
- ◆ 移転の場合、跡地処分方法の説明書類
- ◆ 建物配置図、各階平面図（S=1/100～1/500）
- ◆ 地元区長等との協議書および市長の意見書
- ◆ その他市長が必要と認める書類

8 「法第 34 条第 8 号」の必要書類

- ◆ 開発説明書
- ◆ 「火薬類取締法第 2 条第 1 項の火薬類」であることを証する書面
- ◆ 「火薬類取締法第 12 条に規定する火薬庫」であることを証する書面
- ◆ その他市長が必要と認める書類

9 「法第 34 条第 9 号」の必要書類

- ◆ 開発説明書（申請に係る建築物が当該地において必要とする説明、業務内容等も記入のこと。）
- ◆ 建物配置図、各階平面図（S=1/100～1/500）
- ◆ 屋外看板の計画図（コンビニのみ）
- ◆ 申請人の資格、免許等および商取引業者との関係書面
- ◆ その他市長が必要と認める書類

10 「法第 34 条第 10 号」の必要書類

11 「法第 34 条第 11 号」の必要書類

- ◆ 開発説明書（申請者の住所、氏名を記入し、署名または記名押印したもので、自己の居住（自らの生活を本拠として利用することをいう。）の用に供する住宅を必要とする理由、現在居住している住宅の自借家の別、当該市街化調整区域において建築する理由、兼用の用途がある場合はその用途と業務内容（詳しく記入のこと）、建築物の着工、完了の予定年月日、現住居の許可後の取り扱い方法等を漏れなく記入のこと。）
- ◆ 申請地の登記事項証明書
- ◆ 申請地を相続等で譲渡する場合はその旨の確約書
- ◆ 住民票記載事項証明書（家族全員）
- ◆ 建築図面（平面図、立面図等）
- ◆ その他市長が必要と認める書類

都市計画法第 34 条各号に該当する必要図書

12「法第 34 条第 12 号」の必要書類

(1) 条例別表第 1 項（世帯の分化に伴う自己用住宅）

- ◆ 開発理由書（申請者の住所、氏名を記入し、署名または記名押印したもので、申請人の現状、実家の将来、別世帯を構成する必要性、申請地決定の理由、市街化区域における当該住宅の建築が困難である理由等を記入すること。）
- ◆ 別世帯を構成に係る調書（10 年以上継続して居住している者との続柄、同居の事実、家族の構成、現住居の借家の有無等を記述すること。なお、様式 30 の分化調書の添付をもって換えることが出来る。）
- ◆ 申請地の登記事項証明書
- ◆ 固定資産税評価証明書（10 年以上継続して居住している者が所有する土地、建物のすべてを記載したもの。なお、市街化区域に土地を有する場合は、当該住宅の建築が困難である理由を開発理由書に記述のこと。）
- ◆ 家族構成および申請者と申請日の 10 年以前からの現居住所有者との続柄が確認できる図表
- ◆ 婚姻の場合は、相手の証明書（住民票記載事項証明共）
- ◆ 転勤やUターンの場合は、その旨の申立書
- ◆ 住民票（家族全員分。申請日の 10 年以前から当該区域に継続して居住していることが確認できるもの。）
- ◆ 申請地を相続等で譲渡する場合はその旨の確約書
- ◆ 位置図（1/50,000 あるいは 1/25,000 および 1/2,500）
- ◆ なお、1/2,500 には実家と申請地の距離を記入すること
- ◆ 建築図面（平面図、立面図等）
- ◆ その他市長が認める書類

(2) 条例別表第 2 項（借家からの転居に伴う自己用住宅）

- ◆ 開発理由書（申請者の住所、氏名を記入し、署名または記名押印したもので、申請人の現状、申請地決定の理由を記述すること。）
- ◆ 賃貸契約書の写し等により借家であることが確認できるもの
- ◆ 申請地の登記事項証明書
- ◆ 住民票（家族全員分。申請日の 10 年以前から当該区域に継続して居住していることが確認できるもの。）
- ◆ 相続等で譲渡する場合はその旨の確約書
- ◆ 位置図（1/50,000 あるいは 1/25,000 および 1/2,500）
- ◆ 建築図面（平面図、立面図等）
- ◆ その他市長が必要と認める書類

(3) 条例別表第 3 項（収用移転に伴う自己用住宅）

- ◆ 開発理由書（申請者の住所、氏名を記入し、署名または記名押印したもので、収用対象となる事業、移転の必要性および移転時期を述記すること。）
- ◆ 収用対象事業に係る旨の証明書または土地および家屋の売買契約書
- ◆ 収用移転事業に係るものの移転調書
- ◆ 申請地の登記事項証明書
- ◆ 現在地および申請地の写真
- ◆ 位置図（1/50,000 あるいは 1/25,000 および 1/2,500）

都市計画法第 34 条各号に該当する必要図書

- ◆ なお、1/2, 500 には実家と申請地の距離を記入すること
- ◆ 建築図面（平面図、立面図等）
- ◆ その他市長が必要と認める書類

(4) 条例別表第 4 項（認定既存住宅団地における自己用住宅）

- ◆ 開発理由書（申請者の住所、氏名を記入し、署名または記名押印したもので、自己の居住（自らの生活の本拠として利用することをいう。）の用に供する住宅を必要とする理由、現在居住している住宅の自借家の別、当該市街化調整区域において建築する理由、建築物の着工、完了の予定年月日、現住居の許可後の取り扱い方法等を漏れなく記入のこと。）
- ◆ 申請地の登記事項証明書
- ◆ 住民票記載事項証明書（家族全員）
- ◆ 位置図（1/50, 000 あるいは 1/25, 000 および 1/2, 500）
- ◆ 建築図面（平面図、立面図等）
- ◆ その他市長が必要と認める書類

13 「法第 34 条第 13 号」の必要書類

- ◆ 既存権を有していたことを証する書類（区域決定前に）登記事項証明書、所有権以外の権利を有していたことを証する書類、農地転用許可証等
- ◆ 申請者の職業（法人にあつては業務の内容）に関する書類……自己の居住用の場合は除く。
- ◆ その他市長が必要と認める書類

14 「法第 34 条第 14 号」の必要書類

開発行為の計画について、あらかじめ市長と十分協議し、かつ同意を得て、開発審査会の議を経るものであるため、窓口にて個別指導します。